

○香春町地域公共交通会議設置要綱

令和5年7月12日

要綱第40号

香春町地域公共交通会議設置要綱（平成22年香春町要綱第3号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 香春町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な公共交通の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

（協議事項）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な公共交通の態様等に関する事項
- (2) 町運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 生活交通の確保・維持・改善のための事業に関する事項
- (4) 地域公共交通計画の策定、変更等の協議に関する事項
- (5) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (6) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (7) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号ほか）第2条第1項に規定する生活交通確保維持改善計画に関する事項
- (8) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（構成員）

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 町長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者
- (4) 鉄道事業者
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 九州運輸局福岡運輸支局長又はその指名する者

- (7) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (9) 学識経験者
- (10) 町内の道路管理者又はその指名する者
- (11) 福岡県田川警察署の代表者又はその指名する者
- (12) 香春町商工会の代表者又はその指名する者
- (13) 香春町社会福祉協議会の代表者又はその指名する者
- (14) その他町長が必要と認める者

2 第4条に掲げる期間中に新たに前項に該当する者が生じた場合、町長は必要と認める者を新たに任命することができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。また、前条第2項に掲げる増員者の任期は、他委員の在任期間と同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第5条 委員の報酬及び費用弁償は、香春町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年香春町条例第9号）により支払う。

(会長及び副会長)

第6条 交通会議に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は、香春町長又はその指名する者とする。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、交通会議の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(交通会議の運営)

第7条 交通会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 交通会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。
- 4 交通会議の議決の方法は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のと

きは会長がこれを決する。

- 5 やむを得ない理由により会議に出席できない委員は、書面又は代理人をもつて議決権を行使することができる。
- 6 交通会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 7 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料の提出を求め、又は会議への出席を依頼し、意見等を求めることができる。
- 8 交通会議の庶務は、まちづくり課において処理する。

(書面による議決)

第8条 会長は、次の事由に該当するものは、書面による決議を行うことができる。

- (1) 交通会議に提案され、協議・調整を行つたもののうち、軽微な計画の変更に関する事項
- (2) 至急の決議が必要であり、交通会議を開催する余裕がないとき。
- (3) 災害や感染症拡大等の緊急事態によるとき。

(協議結果の取扱い)

第9条 交通会議において協議が調つた事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第10条 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営に当たつて必要な事項を処理するため、幹事会をおく。

- 2 幹事会に代表を置き、まちづくり課長の職にある者をもつて充てる。
- 3 幹事会委員は、第3条第1項に定める事業者、その他会長が必要と認めた者を委員とする。
- 4 幹事会は、必要に応じて関係者を招集し、意見を聴くことができる。

(交通会議における協議が調つた事項に係る軽微な変更事項)

第11条 交通会議は、次に掲げる変更事項について、第8条第1項第1号に定める軽微なものと認め、当該変更に伴う協議を、前条に定める幹事会に委任すること又は書面による協議を行うことができる。

- (1) 運行時刻、便数の変更等に関する事項

(2) 迂回、延長等の軽微な路線変更に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

(経費の負担)

第12条 交通会議の運営に関する経費は、負担金及び補助金、その他の収入をもつて充てる。

(監査)

第13条 交通会議に会長が定めた監査委員2名を置く。

2 交通会議の出納監査は、監査委員によつて行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第15条 交通会議を解散した場合、交通会議の収支は解散の日をもつて、会長であつた者がこれを打ち切る。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。